

身体的拘束等の適正化のための指針

1、 身体的拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は、ご利用者の生活の自由を制限する事であり、ご利用者の尊厳ある生活を阻むものです。【医療法人岡谷会介護老人保健施設やくしの里】（以下「当施設」という。）では、ご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束をすることによる身体的・精神的弊害を職員一人一人が理解し、拘束廃止・適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービスを提供するにあたり、当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束やその他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を禁止しています。

(2) 緊急やむをえない場合の範囲（例外の三原則）

ご利用者個々の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ① ・切迫性 : ご利用者本人または他のご利用者等の、生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② ・非代替性 : 身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ ・一時性 : 身体拘束やその他の行動制限が、期間を限定した一時的なものであること。
*身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を満たすことが必要です。

2、 身体的拘束等の適正化に向けての基本方針

(1) 身体的拘束等の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 身体的拘束がもたらす弊害について

【身体的弊害】

- ・対象者の関節の硬縮、筋力低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害。
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害。
- ・単いすに拘束しているケースでは、無理な立ち上がりによる転倒事故、ベッド欄のケースでは乗り越えによる転倒事故。さらには拘束具による窒息等の大事故を発生させる危険性があります。

【精神的弊害】

- ・対象者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳をも侵します。
- ・身体拘束によってさらに認知症が進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれがあります。
- ・対象者のご家族にも大きな精神的苦痛を与えます。そして施設への不信感も高まってきます。
- ・看護・介護スタッフも自らが行なうケアに対して誇りをもてなくなり士気の低下を招きます。

策定日	2018年 4月 1日
改定日	

【社会的弊害】

- ・身体拘束はスタッフ自身の土気の低下を招くばかりか、拘束を行う施設への社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあります。
- ・身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、対象者のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ経済的にも少なからぬ影響をもたらします。

(3) 身体拘束をせずに行うケア

身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」だといわれることがあります。

- ① 徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- ② 転倒のおそれのある不安定な歩行や、点滴の抜去などの危険な行動
- ③ かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- ④ 姿勢が崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくありません。従って、その人なりの理由や原因を徹底的に探り除去するケアが必要です。

(3) 五つの基本的ケア

① 起きる

人間は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒します。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起きていることがわかるようになります。起きることは人間らしさを追求する第一歩となります。

② 食べる

人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなります。また、点滴や経管栄養が不要になります。食べることはケアの基本です。

③ 排泄する

なるべくトイレで排泄してもらうことを基本に考えます。オムツを使用しているご利用者については、その人の排泄リズムを知り、調整交換することが重要です。オムツに排泄物が付いたままになっていると気持ちが悪く、「オムツいじり」などの行為につながることもあります。

④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本です。皮膚が不潔なことがかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることがあります。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、介護職もケアがしやすくなり、人間関係も良好になります。

⑤ 活動する

その人の好みや得意な事を活かし、心地の良い刺激になる事を日常の暮らしで行えるよう工夫します。上記にあげた五つの基本的事項について、その人に合ったケアを行います。

(4) やむを得ず、身体的拘束等を行う場合

ご本人又は他のご利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体的拘束等の適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、ご本人・ご家族への説明・同意を得て行います。また身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力します。

(6) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① ご利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、ご利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ ご利用者の思いを汲み取り、ご利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ ご利用者の安全を確保する観点から、ご利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等の適正化検討委員会において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらご利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3、 身体的拘束等の適正化に向けた実施体制及び職務内容

(身体的拘束等の適正化のための対策を検討する責任者)

- (1) 身体的拘束等の適正化責任主体を明確にするため、施設に身体的拘束等の適正化のための対策を検討する責任者を置きます。
- (2) 身体的拘束等の適正化対応責任者は、ケア全般の責任者(介護管理課長)とします。
- (3) 身体的拘束等の適正化対応責任者の職務は、次のとおりとします。
 - ① ・身体的拘束等の適正化のための企画、調整、調査、話し合い、結果の公表等の業務を統括します。
 - ② ・身体的拘束等の適正化対応責任者は、職員から身体拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等の報告を受け、担当者とともにご利用者本人やご家族に対し説明を行います。
 - ③ ・身体的拘束等の適正化対応責任者は、職員から身体拘束等の内容、経過ならびに結果の報告を受け、必要に応じて適切な処理を行います。
 - ④ ・身体的拘束等の適正化対応責任者は、身体的拘束等の適正化を速やかに行うために、必要に応じて施設等に指針の細則を定めることができる事とします。

(身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会)

- (1) 身体的拘束等の適正化を推進しやすい環境や備品を整え、かつ施設全体でのルールや手続きを定めるため、施設に身体的拘束等の適正化検討委員会を置きます。
- (2) 身体的拘束等の適正化検討委員会は、3月に1回以上開催します。必要時には随時開催します。その結果について、介護従事者その他従事者に周知を徹底します。
- (3) 身体的拘束等の適正化検討委員会の担当者は、施設長・事務長・医師・看護職員・介護職員・支援相談員・栄養士・セラピスト等の幅広い職種で構成します。また第三者の専門家(精神科専門医等)を交えた委員会構成に配慮します。
- (4) 身体的拘束等の適正化検討委員会の担当者の職務は、身体的拘束等の適正化対応責任者の命により、次のとおりとします。

- ① 身体的拘束等を必要としなくても良いように、介護技術の向上、環境整備、備品の選定等に努めます。
- ② 身体的拘束等を行うことに決定した場合、手順に沿った手続きがとられているか確認し、速やかに身体的拘束等の適正化対応責任者に報告しなければなりません。
- ③ 身体的拘束等を行った場合、ご利用者のその後の状態等について、常に観察と再検討が行われているかを確認し、身体的拘束等の適正化対応責任者へ報告を行います。
- ④ 身体的拘束等に関する諸事務を行います。

4、 やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応

(1) 介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ア・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ・自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- エ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ・立ち上がる能力の有る人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ク・脱衣やオムツはすしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ・他人へ迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ・自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(2) ご本人又は他のご利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。



(介護方針の徹底)

身体的拘束等の適正化対応責任者は、当施設における身体的拘束等を行わない方針であることを職員全員に周知徹底し、質の高い介護を提供するために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化のための研修を実施します。

(身体拘束等の必要性の判断)

ご利用者が、「緊急やむをえない場合」に該当するかどうかは、身体的拘束等の適正化検討委員会の担当者を含めた担当職員のチームカンファレンスで判断します。必要に応じて身体的拘束等の適正化対応責任者も同席し、慎重に検討した上で判断します。

拘束によるご利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素のすべてをみたしているかどうかについて検討、確認します。

(身体的拘束等の説明と同意)

緊急やむを得ず身体的拘束等を行うときには、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書【記録1】に記入するとともに、ご利用者本人やご家族に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み等をできる限り詳細に説明し、文書による同意を得ます。

(身体的拘束等の記録)

緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態を観察し、拘束等の必要性や方法にかかわる再検討を行い、その具体的な状態について緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察記録・再検討記録【記録2】に記録します。

(身体的拘束等の解除)

緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合には、「緊急やむをえない場合」に該当するか否かを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちにこれを解除します。

(情報開示)

- (1) 身体的拘束等に関しては情報を開示し、スタッフチーム間、法人全体、家族等関係者の間で情報を共有し、身体拘束を行わないよう介護の質を高める取り組みを勧めます。
- (2) 【記録1】【記録2】は施設等において保存し、行政担当部署の指導監督が行われる際には提示できるようにします。
- (3) ご利用者またはそのご家族から記録の開示を求められた場合には、記録の提示を行います。

(苦情の申し立て)

ご利用者またはそのご家族が、当施設の身体拘束等に関する処置に不満があるときは、当施設に対し苦情を申し立てることができる窓口を設置します。

附 則
この指針は、2018年 4月 1日から実施する。